

○東京藝術大学音楽学部千住校地運営委員会要項

〔平成21年6月11日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条の規定に基づき、音楽学部教授会に千住校地運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 音楽学部千住校地の運営及び将来計画に関すること。
- (2) 音楽学部千住校地における施設及び環境整備に関すること。
- (3) その他音楽学部千住校地に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教授会構成員で、音楽教育、応用音楽学、音楽音響創造、芸術環境創造の研究分野から選出された者 各1人
- (4) 前各号のほか学部長が必要と認める者 若干人

(委員の任期)

第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長が指名する。

2 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 可決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

この要項は、平成21年 6 月11日から施行し、平成20年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年 4 月 1 日から施行する。